

週刊WEB

# 企業経営 マガジン

2017  
**509**  
1/10

ネット  
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2017年1月6日号

## 2017年原油相場の注目点と見通し ～金融市場の動き(1月号)～

経済・金融フラッシュ 2017年1月5日号

## 最近の人民元と今後の展開(2017年1月号) ～トランプ相場の反動と欧州政治に揺れる人民元

経営  
TOPICS

統計調査資料

労働力調査(基本集計) 平成28年11月分(速報)

経営情報  
レポート

平成29年度税制改正

—所得税・資産税・法人税・消費税—

経営  
データ  
ベース

ジャンル:人事制度 サブジャンル:社員教育

部下の自主性  
集合教育の技法

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

発行:税理士法人日下事務所

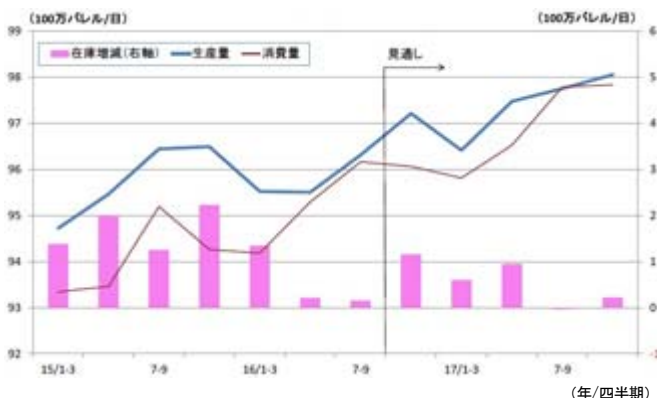
ネット  
ジャーナル

# 2017年原油相場の注目点と見通し ～金融市場の動き(1月号)

ニッセイ基礎研究所

**1 (トピック)** 2017年の原油相場を左右する最大の材料となるのが、昨年終盤に合意されたOPEC加盟国と非加盟国による減産の遵守状況だ。「概ね守られている」との印象が打ち出せるかがポイントになる。同じく供給サイドでは、減産から除外されたリビアとナイジェリア、既に再稼働の動きがみられる米国の生産動向が注目される。需要サイドでは、牽引役であるインドと中国経済の動向が重要になる。需給以外ではドルの変動に注目。ドルと原油価格の関係は、通常逆相関になることが多い。また、リスクオフ(回避)にも注意が必要だ。市場がリスクオフ地合いになるとリスク資産である原油も売られやすくなるが今年はリスクオフに繋がりがねないイベントが多い。

## 世界の原油需給見通し (EIA)



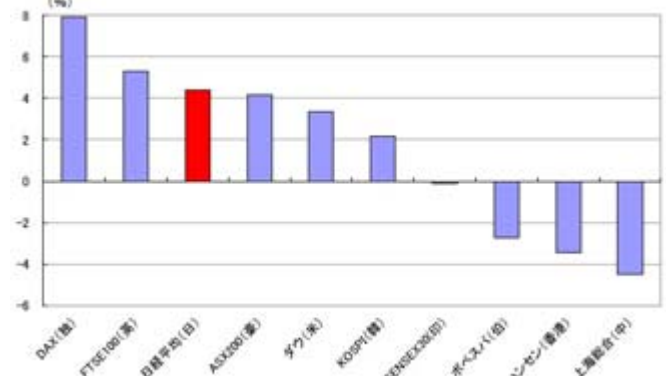
(注) 原油のほか、類似燃料も含む  
(資料) 米エネルギー情報局「Short - Term Energy Outlook - December 2016」

2017年原油相場のメインシナリオとしては、年序盤は上値の重い展開になりそう。産油国の減産が曲がりなりにも実行されることが買い圧力になるが、買い越しポジションが既に積み上がっているように、ある程度織り込み済みである。

また、減産不参加国による増産により減産効果が一部相殺されること、価格上昇が米シェールなどの増産を促すことが意識されること、中国やインドの景気減速感が強まることも上値を抑制する。その後、春頃以降は上昇基調になり、レンジが切りあがると予想。5月末OPEC総会では減産延長が決まる可能性が高い。また、年半ばからは需給均衡が意識されることが原油価格を押し上げる。ただし、米シェールの増産加速への警戒から、60ドル台の定着には至らないと見ている。なお、特に減産合意の遵守状況とそれを受けた市場の反応は不確実性が高く、価格変動リスクも相応に高い。どちらかと言えば、上振れリスクの方が高いだろう。

**2 (金融市場)** 目先は本日の米雇用統計次第だが、その後はトランプ期待が剥落、米決算でドル高の悪影響への懸念が強まることなどから、一旦ドル安に。金利もやや低下へ。

## 主要国株価の騰落率 (12月)



(資料) Datastream (注) 当月終値の前月終値との比較

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、  
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」  
よりご確認ください。

ネット  
ジャーナル

ニッセイ基礎研究所

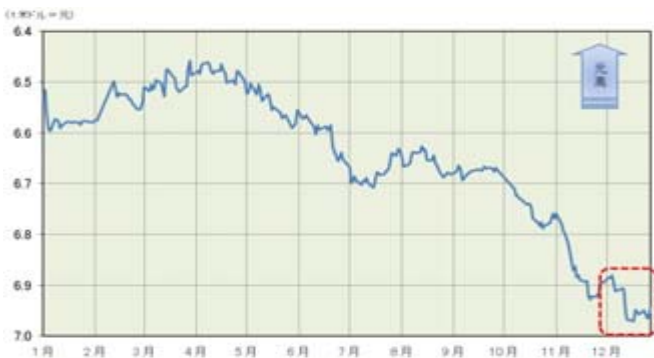
# 最近の人民元と今後の展開 (2017年1月号)

## ～トランプ相場の反動と欧州政治に揺れる人民元

### [ 12月の動き ]

12月の人民元レート（市場実勢）は米ドルに対して下落した。これで10月以降3ヵ月連続の下落である。米国で13-14日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では1年ぶりに利上げを決定、その後に公表された政策金利見通しでは利上げペースが今後加速することを示唆した。これを受けて、米ドルは他通貨に対して全面高の展開となり、人民元も下落した。なお、12月に公表された景気指標では、中国では持ち直し傾向の継続、米国では緩やかな拡大傾向を確認する結果となった。

#### 人民元レート（対米ドル、スポットオファー）



（資料）CEIC（出所は中国外貨取引センター）

市場実勢（スポット・オファー、中国外貨取引センター）の当月高値は1米ドル＝6.8814元（12/7）、当月安値は同6.9710元（12/20）、12月末は同6.9470元と前月末比0.7%の元安・ドル高で取引を終えた。

### [ 今後の展開 ]

さて、2017年3月末に向けての人民元（市場実勢）は米ドルに対して弱含みのトレンドが続くと予想している。但し、ここもとの世界情勢を見渡すと、トランプ相場の反動とい

う元高材料と、欧州政治の混乱という元安材料が混在していることから、想定レンジは1米ドル＝6.5～7.1元と広めに設定しておきたい。

まず、経済面を見ると、米国では緩やかな景気拡大が続く見込みであり、今後も段階的に追加利上げを実施すると見ている。一方、中国では景気の持ち直しとともに住宅バブルが深刻化、政府はバブル退治に乗り出しており、今後は景気にブレーキが掛かってくる。

また人民元の下落を阻止すべく米国に追随して利上げを実施すれば住宅バブルが崩壊する恐れもあるため、中国が利上げに踏み切る可能性は低い。従って、米中金利差は縮小傾向となり、人民元は米ドルに対して弱含みのトレンドが続くと予想している。

一方、2017年の世界を見渡すと、米国のトランプ大統領就任、欧州で相次ぐ選挙など人民元レートに影響しそうなイベントが目白押しである。

#### 2017年の主要イベント

|     | 米FOMC                                                        | ECB理事会     |
|-----|--------------------------------------------------------------|------------|
| 1月  | 米国、大統領就任式(20日)<br>米国、一般教書(2月の可能性も有)                          | 1/31-2/1   |
| 2月  | 米国、予算教書                                                      |            |
| 3月  | 中国、全国人民代表大会(全人代、3/5)<br>オランダ、総選挙(3/15)<br>英国、EU離脱通告          | 3/14-15    |
| 4月  | フランス、大統領選挙(第1回、23日)<br>米国、暫定予算の期限(28日)<br>米国、政権発足後のハネムーン期間終了 | 4/27       |
| 5月  | フランス、大統領選挙(第2回、7日)<br>G7首脳会議(イタリア、26-27日)                    | 5/2-3      |
| 6月  |                                                              | 6/13-14    |
| 7月  | G20首脳会議(ドイツ、7-8日)                                            | 7/25-26    |
| 8月  |                                                              |            |
| 9月  | ドイツ、連邦議会選挙(秋)                                                | 9/19-20    |
| 10月 | 中国、第19回共産党大会(秋)                                              | 10/31-11/1 |
| 11月 | ロシア革命百周年(7日)                                                 |            |
| 12月 |                                                              | 12/12-13   |

経済・金融フラッシュの全文は、  
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」  
よりご確認ください。



# 労働力調査(基本集計)

## 平成28年11月分(速報)

総務省 2016年12月27日公表

### 結果の概要

#### 【就業者】

- 就業者数は 6452 万人。前年同月に比べ 73 万人の増加。24 か月連続の増加。
- 雇用者数は 5758 万人。前年同月に比べ 82 万人の増加。47 か月連続の増加。
- 正規の職員・従業員数は 3356 万人。前年同月に比べ 56 万人の増加。24 か月連続の増加。非正規の職員・従業員数は 2034 万人。前年同月に比べ 24 万人の増加。12 か月連続の増加。
- 主な産業別就業者を前年同月と比べると、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」などが増加。

#### 【就業率】

- 就業率は 58.2%。前年同月に比べ 0.6 ポイントの上昇。

#### 【完全失業者】

- 完全失業者数は 197 万人。前年同月に比べ 12 万人の減少。78 か月連続の減少。
- 求職理由別に前年同月と比べると、「勤め先や事業の都合による離職」が6万人の減少。「自発的な離職（自己都合）」が5万人の減少。

#### 【完全失業率】

- 完全失業率（季節調整値）は 3.1%。前月に比べ 0.1 ポイントの上昇。

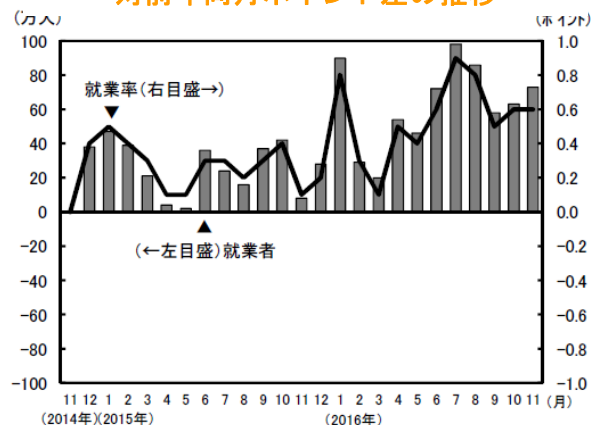
#### 【非労働力人口】

- 非労働力人口は 4427 万人。前年同月に比べ 60 万人の減少。18 か月連続の減少。

| 原数値               | 実数<br>(万人, %) | 対前年同月増減<br>(万人, ポイント) |     |     |     |
|-------------------|---------------|-----------------------|-----|-----|-----|
|                   |               | 11月                   | 10月 | 9月  | 8月  |
| 就業者               | 6452          | 73                    | 63  | 58  | 86  |
| 自営業主・家族従業者        | 666           | -4                    | -33 | -26 | 6   |
| 雇用者               | 5758          | 82                    | 89  | 84  | 83  |
| 正規の職員・従業員         | 3356          | 56                    | 74  | 48  | 24  |
| 非正規の職員・従業員        | 2034          | 24                    | 31  | 37  | 56  |
| パート               | 984           | -1                    | -5  | 11  | 46  |
| アルバイト             | 433           | 11                    | 23  | -3  | 8   |
| 労働者派遣事業所の派遣社員     | 133           | -1                    | -1  | 7   | 2   |
| 契約社員              | 291           | 10                    | -2  | 16  | -8  |
| 嘱託                | 115           | 2                     | 3   | 2   | -1  |
| その他               | 78            | 3                     | 13  | 3   | 8   |
| 農業、林業             | 200           | 11                    | 7   | -6  | -5  |
| 建設業               | 502           | -6                    | -23 | -14 | 4   |
| 製造業               | 1032          | -5                    | 22  | 41  | 16  |
| 情報通信業             | 213           | 5                     | 1   | 3   | 0   |
| 運輸業、郵便業           | 348           | 9                     | -6  | -2  | 4   |
| 卸売業、小売業           | 1067          | 16                    | -6  | -15 | 15  |
| 学術研究、専門・技術サービス業   | 222           | 7                     | 6   | 2   | 16  |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 398           | 0                     | 2   | -10 | 14  |
| 生活関連サービス業、娯楽業     | 230           | -2                    | -3  | 6   | 12  |
| 教育、学習支援業          | 314           | 12                    | 8   | -4  | 6   |
| 医療、福祉             | 792           | -6                    | 28  | 26  | 22  |
| サービス業(他に分類されないもの) | 404           | 0                     | 4   | 21  | -3  |
| 就業率               | 58.2          | 0.6                   | 0.6 | 0.5 | 0.8 |
| うち15～64歳          | 74.6          | 1.0                   | 0.9 | 1.1 | 1.3 |
| 完全失業者             | 197           | -12                   | -13 | -23 | -13 |
| 男                 | 118           | -8                    | -9  | -10 | -3  |
| 女                 | 79            | -4                    | -3  | -12 | -10 |
| 定年又は雇用契約の満了       | 19            | -4                    | -4  | 0   | -2  |
| 勤め先や事業の都合         | 29            | -6                    | -5  | -8  | -6  |
| 自発的(自己都合)         | 85            | -5                    | -4  | -6  | -1  |
| 学卒未就職             | 7             | -1                    | -1  | -2  | -2  |
| 収入を得る必要が生じたから     | 31            | 2                     | 1   | -7  | -4  |
| その他               | 21            | 2                     | 1   | -2  | 1   |
| 非労働力人口            | 4427          | -60                   | -51 | -38 | -69 |

| 季節調整値 | 実数<br>(%) | 対前月増減<br>(ポイント) |      |      |     |
|-------|-----------|-----------------|------|------|-----|
|       |           | 11月             | 10月  | 9月   | 8月  |
| 完全失業率 | 3.1       | 0.1             | 0.0  | -0.1 | 0.1 |
| 男     | 3.2       | 0.0             | -0.1 | -0.1 | 0.2 |
| 女     | 2.9       | 0.2             | 0.1  | -0.1 | 0.0 |

就業者の対前年同月増減と就業率の  
対前年同月ポイント差の推移



## 1 就業状態別人口

- 前年同月に比べ、労働力人口は61万人(0.9%)の増加、非労働力人口は60万人(1.3%)の減少。
- 15～64歳の労働力人口は14万人(0.2%)の増加、非労働力人口は82万人(4.5%)の減少。
- 65歳以上の労働力人口は47万人(6.4%)の増加、非労働力人口は20万人(0.8%)の増加。

就業状態別人口

(万人, %, ポイント)

| 2016年11月<br>(平成28年) |        | 実数    |      |      | 対前年同月増減 |     |     |
|---------------------|--------|-------|------|------|---------|-----|-----|
|                     |        | 男女計   | 男    | 女    | 男女計     | 男   | 女   |
| 15歳以上人口             | 総数     | 11083 | 5349 | 5734 | 1       | 2   | -1  |
|                     | 15～64歳 | 7617  | 3848 | 3769 | -66     | -30 | -36 |
|                     | 65歳以上  | 3466  | 1501 | 1965 | 67      | 31  | 35  |
| 労働力人口               | 総数     | 6649  | 3761 | 2889 | 61      | 18  | 44  |
|                     | 15～64歳 | 5862  | 3281 | 2581 | 14      | -13 | 27  |
|                     | 65歳以上  | 787   | 480  | 307  | 47      | 30  | 16  |
| 就業者                 | 総数     | 6452  | 3642 | 2810 | 73      | 25  | 48  |
|                     | 15～64歳 | 5679  | 3173 | 2506 | 27      | -4  | 32  |
|                     | 65歳以上  | 773   | 470  | 303  | 45      | 30  | 15  |
| 完全失業者               | 総数     | 197   | 118  | 79   | -12     | -8  | -4  |
|                     | 15～64歳 | 183   | 108  | 75   | -14     | -8  | -5  |
|                     | 65歳以上  | 14    | 10   | 4    | 2       | 0   | 2   |
| 非労働力人口              | 総数     | 4427  | 1584 | 2842 | -60     | -16 | -45 |
|                     | 15～64歳 | 1748  | 563  | 1185 | -82     | -18 | -64 |
|                     | 65歳以上  | 2678  | 1021 | 1657 | 20      | 2   | 18  |
| 労働力人口比率             | 総数     | 60.0  | 70.3 | 50.4 | 0.6     | 0.3 | 0.8 |
|                     | 15～64歳 | 77.0  | 85.3 | 68.5 | 0.9     | 0.4 | 1.4 |
|                     | 65歳以上  | 22.7  | 32.0 | 15.6 | 0.9     | 1.4 | 0.5 |
| 就業率                 | 総数     | 58.2  | 68.1 | 49.0 | 0.6     | 0.5 | 0.8 |
|                     | 15～64歳 | 74.6  | 82.5 | 66.5 | 1.0     | 0.6 | 1.5 |
|                     | 65歳以上  | 22.3  | 31.3 | 15.4 | 0.9     | 1.4 | 0.5 |

## 2 就業者の動向

### 1 就業者数

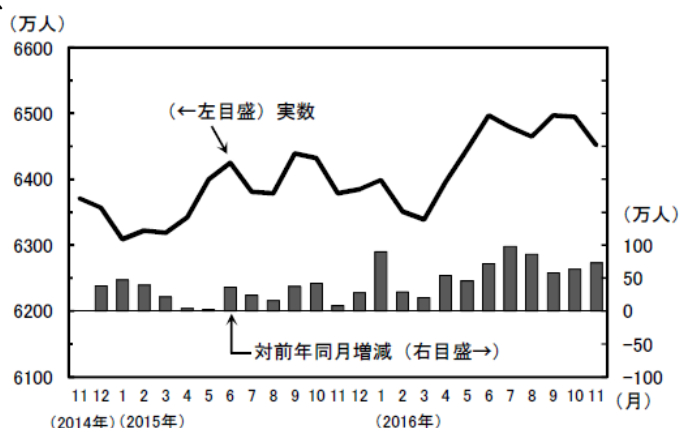
- 就業者数は6452万人。前年同月に比べ73万人(1.1%)の増加。24か月連続の増加。男性は25万人の増加、女性は48万人の増加。

男女別就業者

(万人)

| 2016年11月<br>(平成28年) | 実数   | 対前年<br>同月増減 |
|---------------------|------|-------------|
| 就業者                 | 6452 | 73          |
| 男                   | 3642 | 25          |
| 女                   | 2810 | 48          |

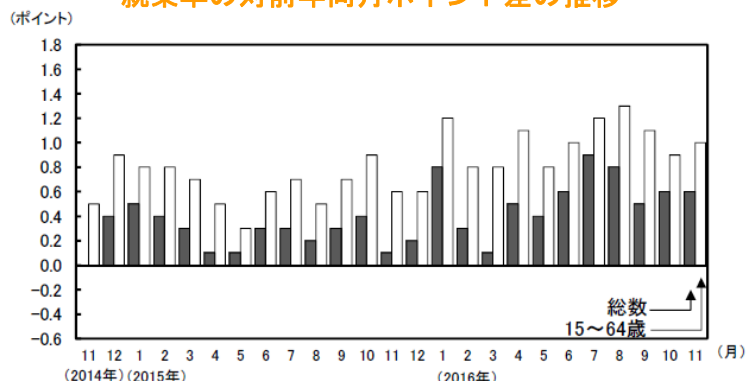
就業者の推移 (男女計)



## 2 就業率

- 就業率(15歳以上人口に占める就業者の割合)は58.2%。前年同月に比べ0.6ポイントの上昇。
- 15～64歳の就業率は74.6%。前年同月に比べ1.0ポイントの上昇。  
男性は82.5%。0.6ポイントの上昇。  
女性は66.5%。1.5ポイントの上昇。

就業率の対前年同月ポイント差の推移



従業上の地位別就業者

## 3 従業上の地位

- 自営業主・家族従業者数は666万人。前年同月に比べ4万人(0.6%)の減少。
- 雇用者数は5758万人。前年同月に比べ82万人(1.4%)の増加。47か月連続の増加。  
男性は3212万人。30万人の増加。  
女性は2546万人。52万人の増加。
- 非農林業雇用者数は5702万人。常雇は5289万人。
- 常雇のうち、無期の契約は3800万人。  
有期の契約は1129万人。

| 2016年11月<br>(平成28年) |      | (万人)        |  |
|---------------------|------|-------------|--|
|                     | 実数   | 対前年<br>同月増減 |  |
| 就業者                 | 6452 | 73          |  |
| 自営業主・家族従業者          | 666  | -4          |  |
| 雇用者                 | 5758 | 82          |  |
| 男                   | 3212 | 30          |  |
| 女                   | 2546 | 52          |  |
| うち非農林業雇用者           | 5702 | 87          |  |
| 常雇                  | 5289 | 86          |  |
| 無期の契約               | 3800 | 50          |  |
| 有期の契約               | 1129 | 36          |  |
| 役員                  | 360  | 1           |  |
| 臨時雇                 | 342  | -5          |  |
| 日雇                  | 71   | 5           |  |

## 4 雇用形態

- 正規の職員・従業員数は3356万人。前年同月に比べ56万人(1.7%)の増加。24か月連続の増加。
- 非正規の職員・従業員数は2034万人。前年同月に比べ24万人(1.2%)の増加。12か月連続の増加。
- 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は37.7%。前年同月に比べ0.2ポイントの低下。

雇用形態別雇用者

| 2016年11月<br>(平成28年) |  | (万人, %) |             |      |      |             |      |      |             |      |
|---------------------|--|---------|-------------|------|------|-------------|------|------|-------------|------|
|                     |  | 男女計     |             |      | 男    |             |      | 女    |             |      |
|                     |  | 実数      | 対前年<br>同月増減 | 割合   | 実数   | 対前年<br>同月増減 | 割合   | 実数   | 対前年<br>同月増減 | 割合   |
| 役員を除く雇用者            |  | 5391    | 81          | ...  | 2934 | 26          | ...  | 2456 | 53          | ...  |
| 正規の職員・従業員           |  | 3356    | 56          | 62.3 | 2282 | 15          | 77.8 | 1074 | 41          | 43.7 |
| 非正規の職員・従業員          |  | 2034    | 24          | 37.7 | 651  | 11          | 22.2 | 1382 | 12          | 56.3 |
| パート                 |  | 984     | -1          | 18.3 | 116  | 7           | 4.0  | 868  | -9          | 35.3 |
| アルバイト               |  | 433     | 11          | 8.0  | 217  | 6           | 7.4  | 216  | 5           | 8.8  |
| 労働者派遣事業所の派遣社員       |  | 133     | -1          | 2.5  | 53   | 1           | 1.8  | 80   | -2          | 3.3  |
| 契約社員                |  | 291     | 10          | 5.4  | 156  | 1           | 5.3  | 136  | 10          | 5.5  |
| 嘱託                  |  | 115     | 2           | 2.1  | 74   | -1          | 2.5  | 41   | 3           | 1.7  |
| その他                 |  | 78      | 3           | 1.4  | 36   | -2          | 1.2  | 42   | 5           | 1.7  |

注) 割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める割合を示す。

労働力調査(基本集計)平成28年11月分(速報)の全文は、  
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



# 平成29年度税制改正

—所得税・資産税・法人税・消費税—

- 1.個人所得課税の改正
- 2.資産課税の改正
- 3.法人課税の改正
- 4.消費課税の改正





# 1

## 企業経営情報レポート

# 個人所得課税の改正

個人所得課税の改正は、所得税の抜本改正を控え小粒な改正になりました。

いわゆる「103万円の壁」を意識して就業調整を行うケースへの対策として、配偶者控除を廃止し夫婦控除を創設する案が浮上するなど、税制調査会の議論は迷走しましたが、最終的には、配偶者特別控除を拡大することで「103万円の壁」が「150万円の壁」へと改められることになりました。

また、既存住宅の流通を活性化するため、一定の改修工事を行った際の住宅ローン控除が拡大されるほか、NISAの利用をより拡大するため「積立型NISA」が創設されます。

### ■ いわゆる「103万円の壁」を解消するための改正

#### 1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

##### (1) 改正の背景

生産年齢人口が減少を続け、人手不足を感じる企業が多い中、配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える、いわゆる「103万円の壁」が問題となっています。

#### ■ 103万円の壁とは

$$\text{基礎控除 } 38 \text{ 万円} + \text{給与所得控除 } 65 \text{ 万円} = 103 \text{ 万円}$$

妻の収入を103万円以下とすることで、

- ① 妻が所得税を支払わずに済む
- ② 夫が配偶者控除を受けることができる（控除額38万円）

ただ、配偶者特別控除の導入によって、すでに配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、制度上は「103万円の壁」は解消されています。

#### ■ 現行の配偶者特別控除による控除額

| 配偶者の合計所得金額      |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |        |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------|
| 38万円超<br>40万円未満 | 40万円以上<br>45万円未満 | 45万円以上<br>50万円未満 | 50万円以上<br>55万円未満 | 55万円以上<br>60万円未満 | 60万円以上<br>65万円未満 | 65万円以上<br>70万円未満 | 70万円以上<br>75万円未満 | 75万円以上<br>76万円未満 | 76万円以上 |
| 38万円            | 36万円             | 31万円             | 26万円             | 21万円             | 16万円             | 11万円             | 6万円              | 3万円              | 0円     |

それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に採用されていることや、「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されています。

そこで、配偶者控除については、改正の議論が始まった秋ごろまでは廃止の方向でしたが、一転して「150万円の壁」へと拡大されることになりました。



# 2 企業経営情報レポート

## 資産課税の改正

資産課税については、税額を大きく増減させるような改正項目はあまり見当たらないものの、「相続税・贈与税の納税義務の見直し」や「非上場株式の評価方法の見直し」など、相続税・贈与税の“仕組みそのもの”に関する根本的な改正項目が多数あり、ここ数年では大きな改正という印象です。特に、「非上場株式の評価方法の見直し」については、類似業種比準方式が大きく改正になる上、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続・贈与から適用されるため、その影響を早急に検証する必要があるでしょう。

また、近年、大地震をはじめとする様々な自然災害が頻発していることから、「事業承継税制」や「住宅取得資金贈与の非課税制度」などについて、被災した場合の救済措置が盛り込まれました。なお、資産家の節税対策として流行している「タワーマンション節税」に何らかのメスが入るという予測もありましたが、今年度改正では見送られています。

### ■ 相続税又は贈与税の納税義務の見直し

#### 1. 相続税又は贈与税の納税義務の見直し

##### (1) 改正の背景

現行制度における相続税・贈与税の納税義務者は、以下の図のようになっています。

#### ■ 現行制度における相続税・贈与税の納税義務者

| 被相続人<br>贈与者 |                  | 相続人<br>受贈者         | 国内に住所あり        | 国外に居住                         |              |        |
|-------------|------------------|--------------------|----------------|-------------------------------|--------------|--------|
|             |                  |                    |                | 日本国籍あり                        |              | 日本国籍なし |
|             |                  |                    |                | 5年以内に国内に住所あり                  | 5年以内に国内に住所なし |        |
| 国内に住所あり     |                  |                    | 居住無制限<br>納税義務者 | 非居住無制限納税義務者<br>国内財産、国外財産ともに課税 |              |        |
| 国外に<br>居住   | 5年以内に<br>国内に住所あり | 国内財産、国外財産<br>ともに課税 |                |                               |              |        |
|             | 5年以内に<br>国内に住所なし |                    |                | 制限納税義務者<br>国内財産のみに課税          |              |        |
|             |                  |                    |                | 改正の対象                         |              |        |

現行制度では、相続人（受贈者）が日本国籍を持っておらず、かつ、被相続人（贈与者）が海外に居住（日本に住所なし）していれば、海外にある財産に日本の相続税、贈与税は課税されません（上図の赤枠部分）。そのため、海外で出産して子供を外国籍とし、自身も海外に住所を移すことにより、国外財産に対する日本の課税を逃れるケースが横行していました。

##### (2) 改正の概要

そこで今回、相続税・贈与税の納税義務者が以下のように改正されます。

- ① 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前 10 年（現行：5 年）以内のいずれの時点においても国内に住所を有したことがないこととする。
- ② 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前 10 年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く）から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。

# 3 企業経営情報レポート

## 法人課税の改正

法人課税については、昨年度改正に引き続き「デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置」として、中小企業向けの設備投資減税や、賃金の引き上げを促す税制の拡充などが多く盛り込まれています。

また、大企業並みの所得があるにもかかわらず、資本金を 1 億円以下に抑えることで中小企業向けの租税特別措置を適用する企業が存在していることから、租税特別措置に適用制限が設けられることになりました。

### ■ 租税特別措置法の対象法人の厳格化

#### 1. 租税特別措置法の対象法人の厳格化

##### (1) 改正の背景

実質的には大企業であるにもかかわらず、資本金を 1 億円以下に抑えることで中小企業向けの減税措置を適用する企業が多数存在していました。このような現状を放置することは課税の公平性を大きく損なうことになるため、平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において、資本金の額に限らず、一定の要件を満たす企業については租税特別措置法に規定される特例措置が適用できなくなります。

##### (2) 改正の概要

中小企業者等のうち、過去 3 年間の平均所得金額が 15 億円を超える場合には、中小企業向け特例措置の適用対象から除外されます。

### ■ 対象となる中小企業向けの特例措置(一部)

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 法人税率の軽減措置（所得金額が 800 万円以下：15%）           |
| 中小企業者等の少額減価償却資産の特例（取得価額 30 万円以下の全額損金算入） |
| 中小企業技術基盤強化税制の適用                         |
| 所得拡大促進税制の税額控除限度額                        |
| 機械等を取得した場合の特別償却・税額控除                    |

### ■ 「攻めの経営」を促すコーポレートガバナンス税制

#### 1. 法人税の申告期限の見直し

##### (1) 改正の背景

日本企業の多くが 3 月末に決算を迎え、6 月に株主総会を行っていますが、決算から株主総会までの期間が他の先進国に比べて短く、「株主が議決権を行使する時間的猶予が短い」と指摘されています。

また、日本では株主総会が 6 月に集中していることから、多数の銘柄を保有する投資家が株主総会に出席できず、企業と株主・投資家の対話が希薄になっているという問題も指摘されています。

そこで、企業と投資家の対話の充実を図るため、上場企業等が株主総会の開催日を柔軟に設定できるように、法人税等の申告期限の延長可能月数が拡大されます。

# 4 企業経営情報レポート

## 消費課税の改正

消費課税については、消費税の増税や軽減税率制度の導入を控え、小粒な改正となりました。近年、取引が拡大している仮想通貨に対する取扱いが明確にされるほか、車体課税について、よりグリーン化を促進するような見直しが行われます。

### ■ 車体課税の見直し

#### 1. エコカー減税の期限延長

##### (1) 改正の背景

環境性能に優れた次世代自動車の市場は、日本の自動車メーカーが先行して開発・市場投入を行っている有望な成長分野です。エコカーが一層普及し、日本の自動車産業の更なる競争力強化を実現するため、いわゆるエコカー減税が大きく見直されることになりました。

##### (2) 改正の概要

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するため、エコカー減税の対象範囲が平成 32 年度燃費基準の下で見直され、適用期限が 2 年延長されます。

| 新車車検時の<br>税額 | 適 用 要 件                        |                                |                                |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
|              | 現 行                            | 改 正 後                          |                                |
|              |                                | H 29. 5. 1~H 30. 4. 30         | H 30. 5. 1~H 31. 4. 30         |
| 非課税          | 平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの | 平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの | 平成 32 年度燃費基準値より 40%以上燃費性能の良いもの |
| 75%軽減        | 平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの | 平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの |                                |
| 50%軽減        | 平成 32 年度燃費基準を満たすもの             | 平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの |                                |
| 25%軽減        | 平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの  | 平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの | 平成 32 年度燃費基準を満たすもの             |

※平成 32 年度燃費基準とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、平成 32 年度までに達成すべき目標基準値として定められた燃費基準をいいます。

平成 27 年度燃費基準とは、2007 年 7 月に改正されたエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、平成 27 年度までに達成すべき目標基準値として定められた燃費基準をいいます。

#### 2. 自動車取得税に係るエコカー減税の期限延長（乗用自動車の場合）

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するために、エコカー減税の対象範囲が平成 32 年度燃費基準の下で見直され、適用期限が 2 年延長されました。その実施にあたっては、適用要件が段階的に引き上げられることとなっています。

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル： 人事制度 > サブジャンル： 社員教育

## 部下の自主性

うちの社員は言われたことはきちんとやるのですが、  
自分から何かを計画して行動するということはありません。  
何か良い方法はないでしょうか？

社員に対し、いきなり「なんでもいいから、とにかくやってみろ」と言ってもまずできないでしょう。「なんでも」「とにかく」と言われるほど困る言葉はありません。ある程度は道しるべを示してやることです。そして“癖”を付けることです。

まず、テーマを決める（取り組むべき課題）、そして取り組むメンバー（部単位、課単位、横断プロジェクト等）は概要を提示しておくことです。

### マネジメントの基本

P（Plan-計画） — D（Do-行動） — C（Check）

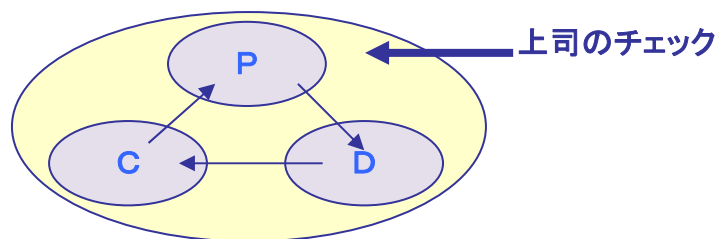
しっかりと計画し、その計画に基づいて行動し、その行動が適切であったか振り返りを行い、そして、修正が必要であれば修正し再度計画・行動する。

マネジメントの基本は、このサイクルをぐるぐると回すことなのです。よくある悪い例は、“やったらやりっぱなし”で振り返りが無いということです。だから次に繋がらないのです。

鍵はこの Check を上手く行うことです。

全体の管理は、責任者であるあなたの役目です。P計画—D行動—C振り返りの全体サイクルの Check 役になることです。部下から定期的に(アクシデントが起こったとき、相談したいときも含む)、報告を受けるシステムをまず作っておく。誰から、いつ、報告を受けるのか、ということです。そうすれば今どんな具合で進行しているか把握できます。またもっとこうした方が効果的だと修正をかけることも、計画段階で差し戻しをすることも可能です。

### 部下がサイクルを回す



部下がサイクルを回す次に与えたテーマについて、P計画—D行動—C振り返りのサイクルで行動することを告げ、自分たちでそれを管理し回すための計画を立てさせます。（上記図）このときに重要なのが計画です。ただ「計画せよ」といっても“抜け”があるかもしれません。そこで次のことを網羅する計画を立てさせます。





ジャンル： 人事制度 > サブジャンル： 社員教育

# 集合教育の技法

社員数が多く、時間もあまりかけることができないため、集合教育を行いたいのですが、効率を優先した方法を教えてください。

講義方法が広く採用されていますが、事例研究法、ロールプレイング等もあります。教育テーマに最も適したものを採用します。

## (1)講義法

代表的なもので、講師が口頭で説明し、受講者が聴きながら学習を進める方法です。

コストが安く、簡便に行うことができますが、話が抽象的であったり、理解が不十分に終わることもあります。そのため以下のような工夫が重要になります。

- 受講者のレベルに応じた講義内容を検討する
- 事前にテキストや資料を配布しておき、予習をさせておく
- 受講中、質疑応答の時間を十分に確保する
- 受講後にレポート等、宿題を課す

## (2)事例研究法

具体的なケースを示し、その起因性、ケースの状況認識、対応策等を考えさせ、受講者に積極的に参加させる形態をとります。

実態に即したケースを設定するため、受講者の関心も高まり、成果をあげることができます。

## (3)ロールプレイング

現場を想定した模擬場面を想定し、受講者に役割を与え、実際に演技をさせ、その演技を通じて改善策等を検討する方法です。

そのメリットとしては、必要な技術が短時間で身に付く、現実にも即した場面設定により臨場感をもてる、研修への参加意欲を増すことができることがあげられます。

特に営業のセールストーク、接客訓練において広く活用されています。